

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス


被告 国

第6準備書面


2021年（令和3年）6月21日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中


原告訴訟代理人


弁護士 升 味 佐江子 代

同 古 本 晴 英 代

同 秋 山 淳 代

同 井 桁 大 介 代

同 高 橋 涼 子 代

同 三 宅 千 晶 代

はじめに

被告は、被告準備書面（５）の別添２及び被告準備書面（７）の別添３の各表において、本件処分によって部分開示とされた本件部分開示文書の１２２の各文書に関し、「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」の各項目（以下「本件各項目」という。）の記載欄の記載内容が、裁判所作成の「平成３０年（行ウ）第１２６号 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件 各記載欄における不開示部分の内容の分類について」（以下「分類について」という）の分類①と分類②のいずれに該当するのかについて主張を明らかにした。

しかしまず、被告により分類①に振り分けられた各項目の記載欄の記載についても、被告が主張する「おそれ」は抽象的であり、法５条３号または４号所定の「おそれ」があるとはいえない（第１）。

その上で、被告による分類と、これまでの被告の主張を前提にすると、本件部分開示文書において不開示とされた各項目の記載欄のうち分類①に振り分けられていない部分の記載には、情報公開法５条３号または４号所定の「おそれ」がないことが明らかである（第２の１，２）。また、もともとは分類①に振り分けられていなかったが、容易に内容を推認できるとして新たに分類①に振り分けられたものには理由がなく、同様に不開示事由該当性がない（第２の３）。

さらに、各項目の記載欄をすべて包括的に不開示するのは、これまで部分開示された文書から明らかに不合理であり、包括的に不開示とする処分は違法である（第２の４）。

最後に、被告は、分類②に振り分けられた各項目の記載欄の記載であっても、将来的に同様の開示請求が繰り返されるなどした場合、情報公開法５条３号または４号所定のおそれがあるなどと主張しているところ、かかる主張の誤りについては、原告第５準備書面において詳述したとおりであるので、簡単に再論

する（第3）。

以下、詳述する。

第1 分類①について法5条3号または4号の不開示情報に該当するとの被告の主張に理由がないこと

裁判所作成の「分類について」における本件部分開示文書の各項目の分類①、分類②の分類は、被告が被告準備書面（3）及び被告準備書面（4）において「本件不開示部分に記録されている情報の内容であり法5条3号及び4号の不開示情報該当性がある」と主張したものを、裁判所が類型化して整理したものである。

原告第2準備書面・第2及び第3で述べたとおり、行政文書の記載内容が法5条3号または4号の「おそれ」があり不開示情報に該当するといえるのは、行政機関の長が行った不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的根拠が存在する場合であって、法5条3号または4号にいう「おそれ」とは、抽象的な可能性では足りず、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならない。

被告は、本件部分開示文書の各項目の記載欄の記載内容（本件不開示部分）が法5条3号及び4号に該当するとして、その理由を縷々主張しているが（被告準備書面（3）、同（4））、被告は抽象的に「おそれ」があると主張するにすぎず、法的保護に値する蓋然性があるとするものではなく、被告の主張から、本件部分開示文書の各項目の記載欄の記載内容が法5条3号または4号の不開示事由情報に該当するということとはできない。

したがって、分類①に振り分けられた部分を含め、本件処分（不開示決定）は違法である。

第2 各項目の記載内容が法5条3号または4号の不開示情報に該当するとの被告

の主張を前提としても各記載欄の全面的な不開示は違法であること

1 分類①に振り分けられた項目のない文書は、全ての項目を開示すべきこと

本訴訟における被告準備書面（５）別添２から被告準備書面（７）別添３への修正の経緯及びに被告の分類によれば、被告準備書面（７）別添３で分類②に振り分けられた項目の各記載欄には、法５条各号の不開示情報は含まれていないことになる。

そして、被告の分類によれば、本件部分開示文書（甲１３の１ないし１２２）のうち７件の文書（甲１３の８１、１１４、１１５、１１６、１１７、１１８、１１９及び１２０）には、分類①に振り分けられた項目が一つも存在しない。

これは、被告自身がこれら７件の文書には法５条３号または４号の「おそれ」のある情報は一切含まれていないとしたものであり、これらの文書に法５条３号または４号所定の「おそれ」がある情報が記載されていないことは明らかである。

したがって、本件部分開示文書のうち、甲１３の８１、１１４、１１５、１１６、１１７、１１８、１１９及び１２０の各文書は、すべての項目の記載欄が全面的に開示されるべきである。

2 分類①に振り分けられていない項目の記載欄の記載は全面的に開示すべきこと

被告の分類によると、１２２件の本件部分開示文書のうち、上記の７件を除く１１５件の文書においても、分類①に振り分けられていない項目が多数存在する。

そして、被告の主張を前提とすると、分類①に振り分けられていない項目については、法５条３号または４号の「おそれ」のある情報が含まれていないことは明らかである。

したがって、上記の７つ以外の１１５の文書についても、分類①に振り分け

られていない項目には法5条3号または4号の「おそれ」のある情報は記載されていないのであるから、分類①に振り分けられていない項目の記載欄は全面的に開示されるべきである。

3 被告準備書面（7）別添3において新たに分類①に振り分けられた項目は法5条3号または4号の不開示情報に該当せず開示されるべきこと

(1) 「名称」欄が新たに分類①に振り分けられた文書（甲13の14、15、25ないし46、48ないし80、82ないし84、101ないし113、122）について

被告は、本件部分開示文書のうち、甲13の14、15、25ないし46、48ないし80、82ないし84、101ないし113、122の「名称」欄について、被告準備書面（5）別添2において分類②としていたが、『名称』欄の情報は、…国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期を容易に推測することができ、『保有開始の年月日』欄の情報も明らかとなる」（被告準備書面（6）・2頁）として、被告準備書面（7）別添3において、新たに分類①に振り分ける修正を行った。

しかし、「名称」欄に記載されている情報から、当該個人情報ファイルの保有開始時期が容易に推測できるということではなく、個人情報ファイルの「名称」から「保有開始の年月日」欄の情報が明らかになることもない。

また、被告の主張によっても、「名称」欄の記載から個人情報ファイルの保有開始時期がどのようにして「容易に推測できる」のかが明らかではない。法5条3号及び4号の「おそれ」があるといえるには、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならない。

そして、かかる「おそれ」の有無を判断するにあたって、当該文書に記録された情報と他の情報とを照合する場合を検討するとしても、あらゆる他の

情報の入手を想定し、あらゆる推認過程を許容してしまうと、他の情報や推認過程は無限に広がり、結論において妥当性を欠く結果となることは明らかである（原告第4準備書面・4頁参照）。

被告は、「名称」欄と他の情報を照合する場合について、照合の対象となる情報や推認の方法について具体的に主張しておらず、被告の主張は「名称」欄の記載から「保有開始の年月日」欄が明らかになることにより法5条3号または4号の「おそれ」が生じることについて、法的保護に値する蓋然性があるとしたものではない。

したがって、甲13の14、15、25ないし46、48ないし80、82ないし84、101ないし113、122の各文書の「名称」欄の分類①へ振り分けは誤りであり、これら各文書の「名称」欄は全面的に開示されるべきである。

(2)「記録される個人情報の収集方法」欄が新たに分類①に振り分けられた文書（甲13の78ないし80）について

被告は、本件部分開示文書のうち、甲13の78ないし80の各文書の「記録される個人情報の収集方法」欄について、被告準備書面（5）別添2において分類②としていたが、「記録される個人情報の収集方法」欄の記載は『記録される項目』欄、『本人として記録される個人の範囲』欄、『備考』欄の各情報と相互に関連している」とし、『記録される個人情報の収集方法』欄を公にすることにより、『記録される項目』欄や『本人として記録される個人の範囲』欄等の情報が容易に推測できることとなる」（被告準備書面（6）・3頁）として、被告準備書面（7）別添3において、新たに分類①に振り分けた。

しかし、「記録される個人情報の収集方法」欄の記載は、「記録される項目」欄、「本人として記録される個人の範囲」欄等の記載とは直接関連がなく、「記録される個人情報の収集方法」欄から「記録される項目」欄、「本人として記

録される個人の範囲」欄等の記載が容易に推測できるということはない。

また、被告の主張は、「記録される個人情報の収集方法」欄の記載は、「記録される項目」欄、「本人として記録される個人の範囲」欄等の各項目の情報がそれぞれどのように関連しているのか、「記録される個人情報の収集方法」欄の記載から、その他の項目の内容がどのようにして「容易に推測できる」のかが明らかではない。

被告の主張は、「記録される個人情報の収集方法」欄の記載から「記録される項目」欄、「本人として記録される個人の範囲」欄等の記載が明らかになることにより法5条3号または4号の「おそれ」が生じることについて、法的保護に値する蓋然性があるとしたものではない。

したがって、甲13の78ないし80の各文書の「記録される個人情報の収集方法」欄の分類①への振り分けは誤りであり、これら各文書の「記録される個人情報の収集方法」欄は全面的に開示されるべきである。

(3) 以上のとおり、被告準備書面(7)別添3において「名称」欄及び「記録される個人情報の収集方法」欄を新たに分類①に振り分けたことは誤りであり、各項目の記載欄に記載された情報は、法5条3号または4号の不開示情報に該当せず、全面的に開示されるべきである。

4 法5条3号または4号の不開示情報のみを不開示とせず本件各項目の記載欄を包括的に不開示とすることは違法であること

本件処分は、各項目の記載欄を包括的に不開示としているが、被告準備書面(7)別添3において分類①に振り分けられた各項目の記載欄に法5条3号または4号の不開示情報が記載されているとしても、当該記載欄に法5条3号または4号の不開示情報に該当しない記載も含まれている場合には、不開示情報を除いた部分を区別して、開示しなければならない(法6条1項)。

被告は、本件部分開示文書122件には、別件部分開示文書が含まれている

ことを認めているところ(平成30年11月15日付「救釈明に対する回答書」第2(3頁))、別件部分開示文書には、法5条4号の不開示情報に該当するとして不開示とされた部分を除いて、各項目の記載欄の記載が開示されている(甲10、甲12の1ないし18)。例えば「名称」欄について、甲12の1では「被疑者DNA型情報ファイル」との記載が開示されており、甲12の2では「遺留DNA型情報ファイル」との記載が開示されている(本書面に当該部分を抜き出したものを別紙として添付した。)

また、本件部分開示文書と様式が同一である本件入手文書(甲24の1及び2、26の1及び2、28の1及び2、30、32の1ないし6、34の1ないし18)においても、各項目の記載欄は包括的に不開示とはされず、一部が開示されている。

これら別件部分開示文書及び本件入手文書から、本件部分開示文書の不開示部分(本件不開示部分)に法5条3号または4号の不開示情報に該当しない情報が記載されていること、及び、それを不開示情報と区別することが容易であることは明らかである。

したがって、本件部分開示文書の各項目の記載欄について、法5条3号または4号の不開示情報とそれ以外を区別せず、包括的に不開示とした本件処分が違法なものであることは明らかであるから、本件各項目の記載欄の記載のうち、不開示情報に該当しない情報は開示されるべきである。

5 小括

以上の原告の主張を被告準備書面(7)別添3に基づいて整理すると、以下のとおりとなる。

- (1) 本準備書面には、別添3と同じ別表を作成して、各欄を着色したものを別表として添付した。まず、各項目欄の分類①に振り分けられていない項目(濃い緑色部分)は、被告が法5条3号または4号の「おそれ」があると主張し

ていない部分である。

したがって、これらの項目を不開示とした本件処分は違法である。

(2) 別表中、「名称」欄及び「記録される個人情報の収集方法」欄で分類①に振り分けられて黒丸（「●」）が記載されている項目（薄い緑色部分）は、被告が当該項目の記載欄の記載自体には法5条3号または4号「おそれ」がないことを前提としながら、a) 他の情報と照合することにより、もともと同「おそれ」のある「保有開始の年月日」欄の記載が推認されるという点で同「おそれ」があるとする「名称」欄、b) 『記録される項目』欄、『本人として記録される個人の範囲』欄、『備考』欄の各情報と相互に関連している」ため、これら各項目の記載欄の記載が容易に推測できることとなり、法5条3号または4号の「おそれ」があるとする「記録される個人情報の収集方法」欄である。

しかし、被告が主張する推論を重ねた抽象的な「おそれ」は法的保護に値する蓋然性のあるものではなく、「名称」欄及び「記録される個人情報の収集方法」欄の黒丸が記載されている項目（薄い緑色部分）を不開示とした本件処分は違法である。

(3) 前記(1)(2)から、別表中の文書番号81及び114ないし120の文書（番号欄が濃いオレンジ色の文書）は、被告の主張を前提としても、法5条3号または4号の「おそれ」がなく、全部開示されるべきである。

また、文書番号29、38ないし46、49ないし51、53、55ないし56、58、60、62、66、67、69、71、74ないし76の文書（番号欄が薄いオレンジ色の文書）は、黒丸が記載されている項目について法5条3号または4号の「おそれ」がなく、被告はその他の項目について法5条3号または4号の「おそれ」があると主張していないことから、全部開示されるべきである。

なお、その余の文書のうち、各項目の1つでも開示すべき部分（緑色ある

いは薄い緑色部分)がある文書の番号欄を黄色に着色した。一目してわかるとおり、番号欄はすべて着色され、全ての項目に不開示事由があると主張されている文書は1つもないことがわかる。

- (4) 別表中、各項目欄の分類①に振り分けられていない項目(白と灰色で残った部分)であっても、当該項目の記載全部について法5条3号または4号の「おそれ」があるのではなく、当該項目の記載のうち同「おそれ」のない記載は開示されるべきであり、当該項目の記載全部を不開示とする本件処分は違法である。

第3 被告の主張する「おそれ」は不開示事由とはなり得ないこと

被告は、分類①に振り分けられない項目、すなわち当該項目の記載事項それ自体は不開示情報に該当しない項目について、「別添2の各項目において②に振り分けたものであっても、公にすることにより、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返されるなどした場合、警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する所属が保有する個人情報ファイルの増減を経時的ないし経年的に把握することが可能となり、そのことから警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない上、本件開示請求時点における治安情勢や国際情勢等、公表されている他の情報と照合することにより、いつ、どの部署が、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有しないこととしたかなどが特定される」とし、「これにより国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」として、法5条3号または4号の不開示情報に該当するとの従前の主張を繰り返している(被告準備書面(6)・4頁)。

しかし、これまで述べてきたとおり(原告第5準備書面・3頁以下等)、本件請求文書に含まれる各文書(個人情報ファイル)の増減やその理由、時期など

を経時的、経年的に把握したからといって、ある所属の保有する文書（情報ではない）の増減を把握することはできず、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれなど生じない。

また、法5条3号及び4号の不開示情報該当性の判断は、本来、個別の文書毎にその内容についてなされるべきであるところ、被告の上記主張は、個別の文書について判断するのではなく、開示請求を繰り返すことによって法5条3号及び4号所定の「おそれ」が生じるとするもので、誤っている。

さらに、被告の主張は、抽象的な可能性を論じるに過ぎないもので、「行政機関の長が行った不開示判断の公正妥当を担保するに足る、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的根拠」（原告第1準備書面・19頁）を示したものではない。

したがって、分類①に振り分けられない項目について、将来的に開示請求が繰り返されることにより経時的、経年的に文書の増減を把握することが可能になるとして法5条3号及び4号の「おそれ」があるとする被告の主張は、全く理由がなく、分類①に振り分けられない項目の記載欄の記載は開示されるべきである。

以上

甲号証	欄/記載内容				
甲12の1	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 293 742 338">名称</td> <td data-bbox="742 293 1299 338">被疑者DNA型情報ファイル</td> </tr> </table>	名称	被疑者DNA型情報ファイル		
名称	被疑者DNA型情報ファイル				
甲12の2	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 421 742 465">名称</td> <td data-bbox="742 421 1299 465">遺留DNA型情報ファイル</td> </tr> </table>	名称	遺留DNA型情報ファイル		
名称	遺留DNA型情報ファイル				
甲12の3	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 548 742 593">名称</td> <td data-bbox="742 548 1299 593">変死者等DNA型情報ファイル</td> </tr> </table>	名称	変死者等DNA型情報ファイル		
名称	変死者等DNA型情報ファイル				
甲12の4	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 676 742 721">名称</td> <td data-bbox="742 676 1299 721">行方不明者情報ファイル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 781 742 826">記録される項目</td> <td data-bbox="742 781 1299 936"> 1 受理年月日、2 受理警察署、3 受理番号、4 分類番号、 5 性別、6 年齢、7 行方不明者の種類、8 職業、9 本籍、 10 住所、 12 氏名、13 身体特徴、14 身長、 </td> </tr> </table>	名称	行方不明者情報ファイル	記録される項目	1 受理年月日、2 受理警察署、3 受理番号、4 分類番号、 5 性別、6 年齢、7 行方不明者の種類、8 職業、9 本籍、 10 住所、 12 氏名、13 身体特徴、14 身長、
名称	行方不明者情報ファイル				
記録される項目	1 受理年月日、2 受理警察署、3 受理番号、4 分類番号、 5 性別、6 年齢、7 行方不明者の種類、8 職業、9 本籍、 10 住所、 12 氏名、13 身体特徴、14 身長、				
甲12の5	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1055 742 1099">名称</td> <td data-bbox="742 1055 1299 1099">特異行方不明者等DNA型情報ファイル</td> </tr> </table>	名称	特異行方不明者等DNA型情報ファイル		
名称	特異行方不明者等DNA型情報ファイル				
甲12の6	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1182 742 1227">名称</td> <td data-bbox="742 1182 1299 1227">照合用押なつ指紋Aファイル</td> </tr> </table>	名称	照合用押なつ指紋Aファイル		
名称	照合用押なつ指紋Aファイル				
甲12の7	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1310 742 1355">名称</td> <td data-bbox="742 1310 1299 1355">照合用押なつ指紋Bファイル</td> </tr> </table>	名称	照合用押なつ指紋Bファイル		
名称	照合用押なつ指紋Bファイル				
甲12の8	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1460 742 1505">名称</td> <td data-bbox="742 1460 1299 1505">照合用遺留指紋ファイル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1565 742 1610">記録される項目</td> <td data-bbox="742 1565 1299 1632"> 1 遺留指紋照会番号、 3 事件発生年月日、 4 時効年数、 8 特徴点情報 </td> </tr> </table>	名称	照合用遺留指紋ファイル	記録される項目	1 遺留指紋照会番号、 3 事件発生年月日、 4 時効年数、 8 特徴点情報
名称	照合用遺留指紋ファイル				
記録される項目	1 遺留指紋照会番号、 3 事件発生年月日、 4 時効年数、 8 特徴点情報				
甲12の9	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1711 742 1756">名称</td> <td data-bbox="742 1711 1299 1756">指紋画像ファイル</td> </tr> </table>	名称	指紋画像ファイル		
名称	指紋画像ファイル				
甲12の10	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1839 742 1883">名称</td> <td data-bbox="742 1839 1299 1883">照合用押なつ掌紋ファイル</td> </tr> </table>	名称	照合用押なつ掌紋ファイル		
名称	照合用押なつ掌紋ファイル				
甲12の10	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1966 742 2011">名称</td> <td data-bbox="742 1966 1299 2011">照合用遺留掌紋ファイル</td> </tr> </table>	名称	照合用遺留掌紋ファイル		
名称	照合用遺留掌紋ファイル				

<p>甲12の11</p>	<p>名称 [redacted] 照合用遺留掌紋ファイル</p> <p>記録される項目 1 遺留掌紋照会番号、2 事件発生年月、[redacted]、4 時効年数、5 特徴点情報</p>
<p>甲12の12</p>	<p>名称 [redacted] 掌紋画像ファイル</p>
<p>甲12の13</p>	<p>名称 [redacted] 指掌紋情報管理マスタファイル</p> <p>記録項目 <指掌紋記録等> 1 犯歴番号、2 作成番号、3 分類、4 写真番号、5 種別別、6 指紋照会、7 氏名、8 異名、9 性別、10 生年月日、11 少年・成人別、12 国籍、13 職業、14 本籍、15 出生地、16 住所、17 採取状況、18 採取理由、19 理由発生年月日、20 被疑罪名（手口）、21 作成年月日、22 身長、23 体格、24 身体特徴、25 備考、26 処分／判決年月日、27 処分／判決官公署、28 罪名（手口）、29 処分／刑名、30 刑期、31 備考（処分） <遺留指掌紋照会事項> 1 照会番号、2 重要度、3 受理区分、4 緩急別、[redacted]、6 発生（覚）年月日、7 採取年月日、8 罪名（手口）、9 検出方法、10 時効年数、[redacted]、[redacted] 分類番号、14 出力方法、15 照合方法、16 被害者氏名、17 事実の要旨、18 採取所属、19 採取場所（物）、20 備考</p>
<p>甲12の14</p>	<p>名称 [redacted] 処分結果資料</p> <p>本人として記録される個人の範囲 [redacted] 指紋資料を作成した被疑者</p>
<p>甲12の15</p>	<p>名称 [redacted] 指紋資料</p> <p>本人として記録される個人の範囲 [redacted] 指紋資料を作成された被疑者</p>
<p>甲12の16</p>	<p>名称 [redacted] 掌紋資料</p> <p>本人として記録される個人の範囲 [redacted] 掌紋資料を作成された被疑者</p>
<p>甲12の17</p>	<p>名称 [redacted] 氏名索引小票</p>
<p>甲12の18</p>	<p>名称 [redacted] 被疑者写真ファイル</p> <p>記録される項目 1 作成者、2 検挙年月日、3 写真番号、4 写真区分、5 犯歴番号、6 生年月日、7 氏名、8 性別、[redacted]、10 身長、11 記事、12 被疑者写真特徴A、13 被疑者写真特徴B、14 身体特徴、15 異名、16 被疑罪名、17 職業、18 本（国）籍、[redacted]、20 住所、21 血液型</p>

